

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会のご案内

(一社)千葉県自動車整備振興会

車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務は、警察等から要請を受けた指定事業場が対象でしたが、平成23年より対象事業者を拡大し有償運送許可を受けることにより、自家用車であっても有償にて搬送すること（事故車等の排除業務のみ）が可能となりました。

新たに許可をご希望の事業者の方は裏面受講申込書にてお申し込みください。

◎他団体で許可を受けた事業者、許可証の期限が切れている事業者の方もお申込対象となります。

尚、次回開催は2020年1月頃を予定しております。当会にて前回（27年度）受講され、30年度更新（継続）となる事業者の皆様には、封書にて研修のご案内を発送させていただきます。

記

1. 開催日 平成31年 2月12日（火）
2. 会場 千葉県自動車会館 4階ホール又は教育センター
千葉市美浜区新港 お申込み後会場をご案内いたします。
3. 研修時間 受付時間 9:15～9:45 研修時間 10:00～16:30 予定
「時間厳守をお願いいたします。また、昼食は各自でご用意ください。」
4. 研修対象者 1事業者 1名

○同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車申請を行うことができます。但し、研修内容について社内教育を行って下さい。

5. 受講料 会員5,000円 会員外8,500円 別途テキスト代 500円（税込）
（26年度以降の資料持参の方はテキスト代不要）
6. 定員 40名
7. 当会会員であって、車積載車使用の本拠の位置が千葉県内にあるものは振興会で書類を取りまとめ、申請いたしますので、研修当日別紙申込書の必要書類を持参して下さい。

※新規の場合でも研修日に必要書類等と印鑑をご持参されれば手続きが終了します。

（事業場名と車両名義が違う場合などを除く）

※会員以外は、研修終了時に受講証明書を交付いたしますので、千葉運輸支局に直接申請して下さい。

※車積載車の登録番号が県外の場合は千葉運輸支局管内には申請できません。

※許可申請から許可が下りるまで、1ヶ月程度かかります。

8. 申込方法 受講ご希望者の方は、「受講申込書」に必要事項を記入の上1月31日（木）までにFAX（043-244-5713）にてお申込下さい。

問合せ先 研修会申込等に関すること 教育部 043-241-7247
許可証発行(車両入替・増車など)に関すること 事業部 043-241-7256

受付No

一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 教育部宛

FAX 043-244-5713

申し込み期限 平成31年1月31日(木)

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会

受講申込書

日 程 平成31年 2月12日(火)

会 場 千葉県自動車会館 (詳細は後日ご案内します。)

受付時間 9:15～ 9:45

研修時間 10:00～16:30

認証番号	事業場名		
3-			
TEL		FAX	
ご参加者名	様		
車積載車登録番号			

● 当会での受講履歴 ____年度受講 ・ 初めて ・ 前は他団体

※研修当日下記記載の①～④及び受講料、テキスト代を持参して下さい。

- ①許可申請を行う車積載車の自動車車検証コピー(A4サイズ)
- ②許可申請を行う車積載車の任意保険証書のコピー(A4サイズ)

③その他 印鑑 (持参可能な方)

「使用者」名が法人の場合は「社印」(角印で結構です)

「使用者」名が個人の場合は「認印」

④当会より返信した受付印付「申込書」本紙

以上をご持参ください

受付印